

第 11 期 決 算 公 告

平成 23 年 6 月 22 日

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
株式会社 新生銀行
代表取締役社長 当麻 茂樹

貸 借 対 照 表 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------------------|------------------|------------------------------|------------------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 現 金 預 け 金 | 313,424 | 預 当 座 預 金 | 5,565,258 |
| 現 預 け 金 | 4,070 | 当 座 預 金 | 27,269 |
| 預 借 引 支 払 保 証 金 | 309,354 | 普 通 預 金 | 1,551,305 |
| 債 券 貸 取 引 支 払 保 証 金 | 3,050 | 通 知 預 金 | 12,269 |
| 買 入 金 取 引 支 払 保 証 金 | 408,701 | 定 期 預 金 | 3,608,135 |
| 特 定 取 引 有 価 証 券 | 182,828 | そ の 他 の 預 金 | 366,279 |
| 特 定 取 引 有 価 証 券 | 8,439 | 譲 渡 性 預 金 | 174,046 |
| 特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品 | 57,004 | 債 券 発 行 高 | 352,570 |
| 特 定 金 融 派 生 商 品 | 117,384 | コ ー ル マ ネ | 352,570 |
| 金 有 価 証 券 託 付 債 権 | 360,976 | 債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金 | 160,330 |
| 国 債 | 3,701,794 | 特 定 取 引 負 債 | 265,028 |
| 地 方 債 | 2,462,569 | 商 品 有 価 証 券 派 生 商 品 | 144,375 |
| 短 期 社 債 | 1,786 | 特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品 | 221 |
| 社 債 | 9,999 | 特 定 金 融 派 生 商 品 | 42,333 |
| 株 式 | 348,613 | 借 入 金 | 101,820 |
| そ の 他 の 証 券 | 392,029 | 外 国 為 替 預 り | 1,405,648 |
| 投 資 損 失 引 当 金 | 486,796 | 外 国 他 店 預 金 | 180 |
| 割 引 手 形 貸 付 付 越 替 替 | △3,370 | 未 払 外 国 為 替 債 | 218 |
| 手 証 書 貸 付 付 越 替 債 | 3,973,251 | 社 所 の 他 負 債 | 180 |
| 外 国 為 替 預 け 替 替 | 97 | 未 払 法 人 税 等 | 37 |
| 外 買 入 外 国 為 替 替 | 30,785 | 未 払 費 用 | 222,268 |
| そ の 他 の 資 産 | 3,310,759 | 先 前 物 取 引 差 金 勘 定 | 335,798 |
| 前 未 払 費 用 | 631,608 | 金 融 派 生 商 品 債 務 | 314 |
| 先 物 取 引 差 入 証 拠 益 金 | 42,069 | 資 産 除 去 債 務 | 58,032 |
| 先 物 取 引 差 金 勘 定 | 36,853 | そ の 他 の 負 債 | 391 |
| 金 融 派 生 商 品 費 産 | 128 | 賞 支 負 債 の 部 合 計 | 9,081 |
| 社 債 発 行 費 産 | 5,088 | | 234,744 |
| そ の 他 の 資 産 | 350,248 | | 3 |
| 有 形 固 定 資 産 | 1,498 | | 4,003 |
| 建 築 資 産 | 12,715 | | 29,226 |
| 一 般 資 産 | 12,136 | | 4,149 |
| そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 | 22 | | 9,603 |
| 無 形 固 定 資 産 | 182,476 | | 8,639,296 |
| ソ フ ト ウ ェ ア 資 産 | 182,476 | | |
| そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 | 391 | (純 資 産 の 部) | |
| 債 券 繰 延 金 | 141,007 | 資 本 金 | 512,204 |
| 繰 延 税 金 | 182 | 資 本 剰 余 金 | 79,465 |
| 支 払 引 当 金 | 182 | 資 本 準 備 金 | 79,465 |
| | 1,894 | 利 益 剰 余 金 | 117,980 |
| | 9,603 | 利 益 準 備 金 | 11,035 |
| | △114,877 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 106,944 |
| | | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 106,944 |
| | | 自 己 株 式 | △72,558 |
| | | 株 主 資 本 合 計 | 637,091 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △15,346 |
| | | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | △4,452 |
| | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | △19,799 |
| | | 新 株 予 約 権 | 1,413 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 618,705 |
| 資 産 の 部 合 計 | 9,258,002 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 9,258,002 |

損益計算書

平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|------------------|---------------|----------------|
| 経常収益 | | 191,860 |
| 資金運用収益 | 119,908 | |
| 貸出金利 | 70,796 | |
| 有価証券利息 | 39,337 | |
| ローン利息 | 103 | |
| 債券借取引受入利息 | 147 | |
| 預け入金利息 | 176 | |
| 金利スワップ受入利息 | 3,158 | |
| その他受入利息 | 6,189 | |
| 役務取引等収益 | 13,846 | |
| 受入為替手数料 | 1,045 | |
| その他の役務収益 | 12,801 | |
| 特定取引収益 | 13,543 | |
| 特定金融派生商品収益 | 13,543 | |
| その他業務収益 | 27,612 | |
| 外国為替売買益 | 2,209 | |
| 国債等債券売却益 | 20,413 | |
| 金融派生商品収益 | 1,722 | |
| その他業務収益 | 3,267 | |
| その他経常収益 | 16,949 | |
| 株式等売却益 | 2,495 | |
| 銭の信託運用益 | 12,284 | |
| その他経常収益 | 2,169 | |
| 経常費用 | | 183,892 |
| 資金調達費用 | 52,528 | |
| 預金利息 | 33,986 | |
| 譲渡性預金利息 | 595 | |
| 債券利息 | 2,392 | |
| コールマネー利息 | 206 | |
| 売現先利 | 2 | |
| 債券借取引支払利息 | 428 | |
| 売渡手形利息 | 0 | |
| 借入金利息 | 2,184 | |
| 社債利息 | 12,676 | |
| その他の支払利息 | 54 | |
| 役務取引等費用 | 9,841 | |
| 支払為替手数料 | 1,488 | |
| その他の役務費用 | 8,353 | |
| 特定取引費用 | 2,926 | |
| 商品有価証券費用 | 1 | |
| 特定取引有価証券費用 | 2,846 | |
| その他の特定取引費用 | 78 | |
| その他業務費用 | 9,156 | |
| 国債等債券売却損 | 1,025 | |
| 国債等債券償却 | 5,142 | |
| 債券発行費用 | 83 | |
| 社債発行費用 | 96 | |
| その他の業務費用 | 2,808 | |
| 営業その他経常費用 | 63,011 | |
| 貸倒引当金繰入 | 46,428 | |
| 貸出金繰入 | 35,106 | |
| 株式等売却損 | 5,130 | |
| 株式等償却 | 215 | |
| 銭の信託運用損 | 726 | |
| その他経常費用 | 736 | |
| | 4,513 | |
| 経常利益 | | 7,968 |
| 特別利益 | | 38,497 |
| 固定資産処分益 | 0 | |
| 債権取立 | 5,639 | |
| 債権等消却 | 29,486 | |
| その他の特別利益 | 3,372 | |
| 特別損失 | | 34,341 |
| 固定資産処分損失 | 303 | |
| 減損損失 | 816 | |
| その他の特別損失 | 33,222 | |
| 税引前当期純利益 | | 12,124 |
| 法人税、住民税及び事業税 | △597 | |
| 法人税等調整額 | 1,551 | |
| 法人税等合計 | | 954 |
| 当期純利益 | | 11,170 |

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 買入金銭債権の評価基準及び評価方法

売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

5. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機（A T M等）については定額法、その他の動産については定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|--------|
| 建 物 | 8年～50年 |
| その他 | 2年～20年 |

(2) 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中の「リース資産」の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のもは零としております。

6. 繰延資産の処理方法

繰延資産は、次のとおり処理しております。

(1) 株式交付費

株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。

(2) 社債発行費

社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。

(3) 債券発行費用

債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。

7. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積

もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は90,278百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を、それぞれの発生年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識または繰延処理を行っております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

11. 連結納税制度の適用

当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、税引前当期純利益は1,443百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は2,057百万円であります。

表示方法の変更

（貸借対照表関係）

前事業年度において区分掲記しておりました「未収金」（当事業年度末残高 19,517百万円）については、当事業年度において資産総額の100分の1となったことから「その他の資産」に含めて表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 448,052百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは23,948百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は7,263百万円、延滞債権額は237,719百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,602百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,786百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は251,372百万円であります。
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、225百万円であります。
8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の期末残高の総額は、28,854百万円であります。
原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、15,366百万円であります。
9. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
現金預け金 10百万円

| | |
|-------------|--------------|
| 有価証券 | 2,131,714百万円 |
| 貸出金 | 206,497百万円 |
| その他資産 | 10,620百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 1,752百万円 |
| コールマネー | 160,000百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 265,028百万円 |
| 借入金 | 1,265,148百万円 |
| その他負債 | 26百万円 |
| 支払承諾 | 922百万円 |

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券239,801百万円を差し入れております。

また、金銭の信託のうち、子会社の貸出債権証券化取引に係る現金準備金は5,748百万円、その他の資産のうち保証金は6,692百万円、デリバティブ取引の差入担保金は10,275百万円であります。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,194,674百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが3,039,298百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 11,235百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 32百万円
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金101,900百万円が含まれております。
14. 社債には、劣後特約付社債211,016百万円が含まれております。
15. 「有価証券」中の「社債」のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は43,585百万円であります。
16. 1株当たりの純資産額 232円59銭
17. 関係会社に対する金銭債権総額 582,014百万円
18. 関係会社に対する金銭債務総額 198,975百万円
19. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度は剰余金の配当を実施しておりませんので、当該剰余金の配当に係る資本準備金ならびに利益準備金の計上を行っておりません。

20. 当事業年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

| | |
|--------------------|-------------|
| 退職給付債務 | △51,911 百万円 |
| 年金資産(時価)(含む退職給付信託) | 44,528 百万円 |
| 未積立退職給付債務 | △7,383 百万円 |
| 会計基準変更時差異の未処理額 | 2,421 百万円 |
| 未認識数理計算上の差異 | 8,761 百万円 |
| 未認識過去勤務債務 | △2,021 百万円 |
| 貸借対照表計上額の純額 | 1,778 百万円 |
| 前払年金費用 | 1,778 百万円 |

21. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)12.55%

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

| | |
|----------------------|------------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 24,763 百万円 |
| 役員取引等に係る収益総額 | 2,765 百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 417 百万円 |
| その他の取引に係る収益総額 | 989 百万円 |

関係会社との取引による費用

| | |
|----------------------|------------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 7,596 百万円 |
| 役員取引等に係る費用総額 | 2,495 百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 323 百万円 |
| その他の取引に係る費用総額 | 35,801 百万円 |

2. 「その他の特別利益」には、関係会社株式売却益2,913百万円を含んでおります。

3. 「減損損失」は、以下の資産グループに係る減損損失であります。

| 場 所 | 用 途 | 種 類 | 金額(百万円) |
|-------------|----------|-----------------------|---------|
| 東京都・千葉県・大阪府 | 支店店舗 | 建物及びその他の有形固定資産 | 538 |
| 東京都・福岡県 | システム関連資産 | 建物、その他の有形固定資産及びソフトウェア | 277 |
| 計 | | | 816 |

当行は管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

個人部門(リテールバンキング本部)及び法人部門(法人営業本部)の一部の支店について、営業環境、店舗の賃借条件等を総合的に検討した結果、移転・統合により廃止することを決定したため、対象店舗の資産を個別に遊休資産とみなし、回収可能価額をゼロとして帳簿価額全額を減損しております。また、システム関連の遊休資産につきましても同様に帳簿価額全額を減損しております。

上記の減損損失のうち、建物に関するものは734百万円、その他の有形固定資産に関するものは52百万円、ソフトウェアに関するものは29百万円であります。

4. 「その他の特別損失」には、関係会社株式及び出資金等の評価損171百万円及び子会

社株式売却損31,717百万円を含んでおります。

また、「その他の特別損失」には、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）の適用に伴い期首時点で発生する影響額1,303百万円を含んでおります。

5. 1株当たり当期純利益金額 5円59銭

6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載していません。

7. 関連当事者との取引について記載すべき重要なものは以下のとおりであります。

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当ありません。

(2) 子会社・子法人等及び関連法人等

(単位：百万円)

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 当期末残高 |
|----------|------------------|----------------------|-----------|-----------------------|---------|------|---------|
| 子会社・子法人等 | (株) アプラス | 所有 間接 100% | 金銭貸借関係 | 信託受益権の購入（注1） | 148,323 | - | - |
| | (株) アプラスパーソナルローン | 所有 間接 100% | 金銭貸借関係 | 当座勘定貸越取引（注2） | 89,345 | 貸出金 | 102,500 |
| | | | | 貸出金利息の受取（注2） | 467 | 未収収益 | 1 |
| | 新生フィナンシャル（株） | 所有 直接 100% | 金銭貸借関係 | 当座勘定貸越取引（注2） | 151,136 | 貸出金 | 115,000 |
| | | | | 貸出金利息の受取（注2） | 2,758 | 未収収益 | 16 |
| | | | | 信託受益権の購入（注3） | 141,191 | - | - |
| | パールホワイト・ワン合同会社 | 所有 [100%] (注5) | 金銭貸借関係 | 子会社株式の譲渡（注4） | | | |
| 譲渡代金 | | | | 66,083 | - | - | |
| | | | 譲渡損 | 31,717 | - | - | |
| | | | | コマーシャル・ペーパーの期限前償還（注6） | 227,587 | - | - |

(注1) (株)アプラスの金銭債権を裏付けとした信託受益権を、当行が取得したものであります。市場実勢を勘案し、取引価格を合理的に決定しております。

(注2) 事業資金の貸出を行っております。市場金利を勘案し、利率を合理的に決定しております。なお、取引金額は期中平均残高で表示しております。

(注3) 新生フィナンシャル(株)の金銭債権を裏付けとした信託受益権を、当行が取得したものであります。市場実勢を勘案し、取引価格を合理的に決定しております。

(注4) 当行が保有する(株)アプラスフィナンシャルの普通株式(株式数:1,446,036,284株、保有割合:94.9%)を新生フィナンシャル(株)に譲渡したものであります。譲渡価格は、同株式を上場している大阪証券取引所の価格を基に決定しております。

(注5) 「議決権等の所有（被所有）割合」欄の[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であります。

(注6) パールホワイト・ワン合同会社が発行したコマーシャル・ペーパー(額面2,300億円、当行全額引受)の期限前償還であります。

(3) 兄弟会社等

該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 当期末残高 | |
|--|-------------------------------|------------------|-----------|-----------------|-------------|-------|-------|----|
| 役員 | J. クリストファー フラワーズ | 被所有 直接 3.46% | - | 普通株式公募増資の割当（注1） | 577 | - | - | |
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等（当該会社等の子会社・子法人等を含む） | サターンⅠサブ（ケイマン）エグゼンプト・リミテッド（注2） | 被所有 直接 1.08% | 役員の兼任 | 普通株式公募増資の割当（注1） | 879 | - | - | |
| | サターン・ジャパンⅡサブ・シーブイ（注3） | 被所有 直接 1.04% | 役員の兼任 | 普通株式公募増資の割当（注1） | 565 | - | - | |
| | サターン・ジャパンⅢサブ・シーブイ（注3） | 被所有 直接 4.87% | 役員の兼任 | 普通株式公募増資の割当（注1） | 1,978 | - | - | |
| | サターンⅣサブ・エルピー（注3） | 被所有 直接 17.20% | 役員の兼任 | 普通株式公募増資の割当（注1） | 13,899 | - | - | |
| | J. C. Flowers II L.P.（注4） | - | - | 役務の提供 役員の兼任 | 管理報酬の受入（注5） | 116 | 前受収益 | 19 |
| | | - | - | | 出資（注6） | 83 | - | - |
| | | - | - | | 出資分配金 | 374 | - | - |
| | J. C. Flowers III L.P.（注4） | - | - | 役務の提供 役員の兼任 | 出資（注7） | 1,441 | - | - |
| NIBC Bank Ltd.（注8） | - | - | - | 貸出参加（注9） | - | 貸出金 | 629 | |
| | - | - | | 貸出金利息の受取（注9） | 27 | 未収収益 | 0 | |

（注1） 当行の公募による普通株式の発行にあたり、指定先として割当を行ったものであります。

（注2） 当行役員J.クリストファー フラワーズが代表者（取締役）である投資ビークルであります。

（注3） 当行役員J.クリストファー フラワーズが代表者（究極的なジェネラル・パートナーの取締役）である投資ビークルであります。

（注4） 当行役員J.クリストファー フラワーズが会長を務める J. C. Flowers & Co. LLC によって運営されているファンドであります。

（注5） 有限責任組合員のファンドに対する出資割合に基づき、管理報酬金額を決定しております。

（注6） パートナーシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は2億米ドルであります。

（注7） パートナーシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は99.95百万米ドルであります。

（注8） NIBC Bank Ltd.の議決権の100%を保有している NIBC Holding N.V.に対して、当行役員J.クリストファー フラワーズが49%の議決権を保有する New NIB Limited が間接的に支配権を有しております。

（注9） 市場実勢を勘案して、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。なお、前事業年度をもって貸出参加枠からの貸出実行を完了しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の「特定取引有価証券」及び「買入金銭債権」中の有価証券として会計処理している信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成23年3月31日現在）

| | 当事業年度の損益に含まれた評価差額（△は損） （百万円） |
|-------------|---------------------------------|
| 売買目的有価証券 | △2,131 |
| 売買目的の買入金銭債権 | △846 |

2. 満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

| | 種類 | 貸借対照表計上額 （百万円） | 時価 （百万円） | 差額（△は損） （百万円） |
|--------------------|-----|-------------------|-------------|------------------|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国債 | 393,694 | 397,736 | 4,042 |
| | 社債 | 59,558 | 60,211 | 653 |
| | その他 | 40,121 | 43,757 | 3,635 |
| | 小計 | 493,373 | 501,705 | 8,331 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国債 | 50,156 | 50,070 | △86 |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | 10,462 | 9,993 | △468 |
| | 小計 | 60,619 | 60,063 | △555 |
| 合計 | | 553,992 | 561,769 | 7,776 |

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成23年3月31日現在）

時価のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

なお、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、次のとおりであります。

| | 貸借対照表計上額（百万円） |
|------------|---------------|
| 子会社・子法人等株式 | 440,326 |
| 関連法人等株式 | 2,457 |
| 合計 | 442,783 |

4. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額（△は損） (百万円) |
|----------------------------------|------|-------------------|---------------|------------------|
| 貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるも の | 株式 | 2,459 | 1,798 | 661 |
| | 債券 | 1,229,618 | 1,227,953 | 1,664 |
| | 国債 | 1,152,269 | 1,151,386 | 882 |
| | 地方債 | 1,786 | 1,729 | 56 |
| | 短期社債 | 9,999 | 9,997 | 1 |
| | 社債 | 65,563 | 64,839 | 723 |
| | その他 | 85,718 | 81,337 | 4,380 |
| | 小計 | 1,317,797 | 1,311,090 | 6,706 |
| 貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの | 株式 | 7,312 | 11,370 | △ 4,058 |
| | 債券 | 1,089,939 | 1,097,865 | △ 7,925 |
| | 国債 | 866,448 | 869,044 | △ 2,595 |
| | 地方債 | - | - | - |
| | 短期社債 | - | - | - |
| | 社債 | 223,491 | 228,821 | △ 5,329 |
| | その他 | 206,806 | 210,900 | △ 4,094 |
| | 小計 | 1,304,058 | 1,320,136 | △ 16,078 |
| 合計 | | 2,621,855 | 2,631,227 | △ 9,371 |

（注1）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

| | 貸借対照表計上額（百万円） |
|-----|---------------|
| 株式 | 6,664 |
| その他 | 79,531 |
| 合計 | 86,195 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（注2）貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

| | 金額（百万円） |
|---|---------|
| 評価差額 | |
| その他有価証券 | △9,371 |
| 時価を把握することが極めて困難な有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券 | △52 |
| 流動性が乏しいことにより過年度に「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」へ保有目的を変更した有価証券 | △5,922 |
| その他有価証券評価差額金 | △15,346 |

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

| | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|-----|--------------|------------------|------------------|
| 株式 | 1,512 | 26 | 0 |
| 債券 | 1,767,845 | 8,839 | 962 |
| 国債 | 1,701,469 | 8,685 | 717 |
| 地方債 | 25,459 | 16 | 37 |
| 社債 | 40,916 | 137 | 207 |
| その他 | 101,143 | 13,776 | 91 |
| 合計 | 1,870,502 | 22,642 | 1,054 |

7. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という)しております。

当事業年度におけるこの減損処理額は6,540百万円（うち、株式569百万円、社債4,716百万円、その他の証券474百万円、買入金銭債権780百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

| | |
|-----------------|--------------------|
| 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 | 時価が取得原価に比べて下落 |
| 要注意先 | 時価が取得原価に比べて30%以上下落 |
| 正常先 | 時価が取得原価に比べて50%以上下落 |

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成23年3月31日現在)

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (△は損) (百万円) |
|----------------|-------------------|--------------------------------------|
| 運用目的の金銭の 信託 | 272,198 | △38,543 |

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成23年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成23年3月31日現在)

| | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) | うち貸借 対照表計 上額が取 得原価を 超えるも の (百万円) | うち貸借 対照表計 上額が取 得原価を 超えない もの (百万円) |
|---------------|-----------------------|---------------|-------------|--|---|
| その他の金銭の 信託 | 88,778 | 88,778 | — | — | — |

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

| | | |
|-----------------------|----------|-----|
| 繰延税金資産 | | |
| 貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額 | 83,535 | 百万円 |
| 有価証券価格償却超過額 | 60,700 | |
| 税務上の繰越欠損金 | 47,788 | |
| 特定金銭信託評価損益 | 15,683 | |
| その他有価証券の時価評価に係る一時差異 | 5,532 | |
| 繰延ヘッジ損失に係る一時差異 | 5,357 | |
| 金銭の信託未収配当金 | 5,311 | |
| その他 | 21,784 | |
| 繰延税金資産小計 | 245,693 | |
| 評価性引当額 | △236,914 | |
| 繰延税金資産合計 | 8,779 | |
| 繰延税金負債 | | |
| 繰延ヘッジ利益に係る一時差異 | 5,842 | |
| 資産除去費用に係る一時差異 | 1,041 | |
| 繰延税金負債合計 | 6,884 | |
| 繰延税金資産の純額 | 1,894 | 百万円 |